

(別紙様式1)

### 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 福岡県  
農業委員会名： 嘉麻市農業委員会

#### I 農業委員会の状況(令和2年4月1日現在)

##### 1 農家・農地等の概要

総農家数	農家数(戸)	1,076	農業就業者数	農業者数(人)	1,201	認定農業者	経営数(経営)	82
自給的農家数	248		女性	591		基本構想水準到達者		
販売農家数	828		40代以下	148		認定新規就農者	12	
主業農家数	149		※ 農林業センサスに基づいて記入。			農業参入法人		
準主業農家数	175					集落営農経営	4	
副業的農家数	504					特定農業団体		
						集落営農組織	4	

※ 農林業センサスに基づいて記入。

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	普通畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	1,740	169	0	0	0	1,910
経営耕地面積	1,524	76	43	32	1	1,600
遊休農地面積	14	4	3	1	0	18
農地台帳面積	1,788	265	265	0	0	2,053

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

##### 2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期满了年月日 H 年 月 日

	選挙委員		選任委員				合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	
農業委員数							
認定農業者	—						
女性	—						
40代以下	—						

新制度に基づく農業委員会

任期满了年月日 R 4年 3月31日

	農業委員		定数	実数	地区数
	定数	実数			
農業委員数	15	15			
認定農業者	—	9			
認定農業者に準ずる者	—	0			
女性	—	2			
45代以下	—	2			
中立委員	—	1			

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	20	20	20

\*現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

## II 担い手への農地の利用集積・集約化

### 1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	1,910 ha	770.3 ha	40.3 %
課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地の利用権設定などで集積面積は増加傾向ではあるが、高齢化等による農業従事者の減少で今後の担い手への集積推進が必須である。</li> <li>・担い手は優良農地を求めており、農地中間管理機構の活用により農地の集約を図り、農業経営の規模拡大や作業効率の向上を図っていく必要がある。</li> <li>・各地域において集落の将来像を話し合い、集落営農の推進、担い手の育成が重要課題である。</li> </ul>		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

### 2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積	851.8 ha (うち新規集積面積 81.5 ha)
	農地等の利用の最適化の推進に関する指針に基づき、10年間で目標設定の考え方: 平成28年3月末管内農地面積1,990haの8割を担い手へ集積する。	
活動計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地利用最適化推進委員や地域の担い手と連携して、出し手(高齢化した耕作者等)の掘り起こしを行う。</li> <li>・集落・地域の話し合いに参加し、農地中間管理事業の推進活動を行う。</li> <li>・新規就農希望者や規模拡大を目指している担い手の情報をJAや普及指導センターなどから入手し、市農政担当課と連携を行い集積を図る。</li> </ul>	

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

## III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

### 1 現状及び課題

新規参入の状況	29年度新規参入者数	30年度新規参入者数	31年度新規参入者数
	3 経営体	1 経営体	4 経営体
	29年度新規参入者が取得した農地面積	30年度新規参入者が取得した農地面積	31年度新規参入者が取得した農地面積
	2.9 ha	0.85 ha	1.5 ha
課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農産物の価格低迷や生産コストが上昇傾向にあることが農業経営参入推進の妨げとなっている。</li> <li>・農業委員会が新規青年等の就農希望者に推進活動を行っていくためには、JAや普及指導センターとの積極的な連携を持つことが重要である。</li> </ul>		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

### 2 令和2年度の目標及び活動計画

参入目標数	2 経営体	参入目標面積	2.0 ha
活動計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普及指導センターとの情報交換を行い、新規就農相談会参加者への積極的な推進活動を行う。</li> <li>・市農政担当課と連携し、認定新規就農者制度の相談会を開催する。</li> </ul>		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

## IV 遊休農地に関する措置

### 1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	1,927.3 ha	17.3 ha	0.90%
課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業従事者の高齢化や鳥獣被害など農地管理の困難が増している。</li> <li>・防護柵を設置されている地域は、有害鳥獣被害は軽減されているが、それ以外の地域は被害により不耕作となり、山間部の遊休農地拡大が顕著である。</li> </ul>		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

### 2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 10.1 ha		
	目標設定の考え方: 農地等の利用の最適化の推進に関する指針に基づき、平成28年3月末遊休農地面積42.7haを5年間で解消する。		
活 動 計 画	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期
		73 人	8月～9月
	調査方法	7月に農地利用最適化推進委員の活動地域ごとに班編成を行い、日常的にパトロールにより把握した遊休農地情報を地図上に整理、その情報を基に現地調査実施計画会議を開催する。8月～9月に道路からの目視による現地調査を実施し、遊休農地を地図上に記録する。10月に農地利用意向調査にむけて、農地パトロールの調査結果のとりまとめを行う。	
		調査結果取りまとめ時期	10月
農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期	
	11月	1月	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業委員・農地利用最適化推進委員による日常的な農地パトロールを実施する。</li> <li>・農地利用意向調査の回答書未提出の世帯に個別訪問を実施する。</li> </ul>		

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

## V 違反転用への適正な対応

### 1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	1,910 ha	0 ha
課 題		

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

### 2 令和2年度の活動計画

活動計画	違反転用防止の周知活動と農地パトロールによる違反転用の早期発見により発生防止に努める。農業委員・農地利用最適化推進委員による日常的なパトロールを実施する。
------	-------------------------------------------------------------------------------

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入